

第2回ワーキング・グループの議論のまとめ（案）

2016年2月1日

主査 伊藤 健

第2回WGの議論の成果として、以下のとおり整理してはどうか。

1. 本ワーキング・グループの議論の射程について

- ・本ワーキング・グループの議論の目的として、公的リソースの制約が進む中、社会的課題解決のために民間資源の流入を促し、社会的インパクト創出を目的に事業を実施する主体（規模の大小に関係なく）のさらなる成長につなげることを狙いとする。
- ・インパクト評価には様々な目的・主体・方法があるが、ワーキング・グループでは、上記の目的を踏まえ、外部から資源を調達するためのアカウンタビリティの観点から必要となる評価を念頭に議論を進める。
- ・ただし、こうした評価を実施することで、組織のキャパシティ・ビルディングや事業の改善にもつながるものであること。

2. 社会的インパクト評価における「定義」について

(1) 「社会的インパクト」の定義

- ・短期、長期の変化を含め、事業の結果として生じたアウトカム（ネットアウトカム）を指す。

(2) 「社会的インパクト評価」の定義

- ・原則として、事業の結果として生じた社会的インパクトを定量的・定性的に把握し、価値判断を加えること。
※事業の特性、事業者のニーズや比例性の原則等を踏まえ、評価の方法として、アウトカム評価やアウトプット評価を排除するものではない。ただし、アウトプットやアウトカムをインパクトと同等視するものではない。また、報告・開示においてアウトプット評価やアウトカム評価を実施したことやその理由を明記することが望ましい。

3. 社会的インパクト評価の「主体」について

- ・評価の主体については、社会的インパクトの創出を目的とし、その評価を必要とする事業者、資金仲介者、資金提供者による評価を念頭に置くものとする。
- ・内部評価のみならず、第三者による外部評価も念頭に置くものとする。
- ・各主体を明確にすべきとの議論があったが、以下のとおり整理してはどうか。

事業者	NPO法人、公益法人、株式会社など営利、非営利を問わず、また、規模の大小を問わず事業を行う団体
資金仲介者	個人や複数の団体から資金を集めて助成や投融資を行う団体。 ファンド、ベンチャーキャピタル、助成財団、金融機関
資金提供者	助成財団、金融機関、個人投資家、寄附者

- ・なお、インパクト評価に関するコンサルタント、学者など評価を行う専門家の位置付けについて議論があったが、上記の評価主体による自己評価の際の伴走者、第三者評価の担い手として検討を行う。

4. 社会的インパクト評価の「目的」について

- ・本ワーキング・グループの議論の射程を踏まえ、社会的インパクト評価を実施する「目的」を以下のとおり整理してはどうか。

評価主体	評価目的
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○外部のステークホルダーに社会的インパクトにかかる戦略と結果を開示する。(アカウントビリティ) ○外部の既存の、もしくは潜在的な資金的／非資金的提供者に社会的インパクトにかかる戦略と結果を開示し、資源を呼び込む。(資源獲得・成長) ○社会的インパクトを最大化するため、事業の内容、事業の資源配分についての意思決定を行う。(経営管理) <ul style="list-style-type: none"> ・組織内部で社会的インパクトに係る戦略と結果を共有し、事業／組織に対する理解を高める。(キャパシティ・ビルディング)
資金仲介者	<ul style="list-style-type: none"> ○外部のステークホルダーに社会的インパクトにかかる戦略と結果を開示する。(アカウントビリティ) ○外部の既存の、もしくは潜在的な資金的／非資金的提供者に社会的インパクトにかかる戦略と結果を開示し、資源を呼び込む。(資源獲得・成長) ○社会的インパクトを最大化するため、資源配分についての意思決定を行う。(経営管理) <ul style="list-style-type: none"> ・組織内部で社会的インパクトに係る戦略と結果を共有し、事業／組織に対する理解を高める。(キャパシティ・ビルディング)
資金提供者	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的インパクトを最大化するため、資源配分についての意思決定を行う。(経営管理)

5. 社会的インパクト評価の「原則」について

- ・社会的インパクト評価の実施に際し、海外のガイドラインでは以下のような原則が示されており、こうした原則を踏まえて評価を実装していくことが望ましい。

(1) マテリアリティ (重要性) Materiality	・ 経営者や従業員、資金提供者といったステークホルダーによる事業の理解や資金提供の意思決定に影響する社会的インパクトに関する情報が含まれているべき。
(2) 比例性 Proportionality	・ 評価の目的や評価を実施する組織の規模、利用可能な資源に応じて評価や報告・開示の方法は選択されるべき。
(3) 比較可能性 Comparability	・ 社会的インパクトに関する情報は常に同じ構造をもって報告され、以前のレポートと同じ期間、同じ組織と活動、同じ評価方法で関連づけられるべき。
(4) ステークホルダーの参加・協働 Involve stakeholders	・ 社会的インパクト評価にあたっては、事業者や資金提供者といった主要なステークホルダーが参加・協働すべき。
(5) 信頼性 Reliability	・ 情報は正確、真正、公正であるべき。 ・ 信頼できる方法で収集され、検証されたデータに基づくべき。
(6) 透明性 Transparency	・ 分析が正確かつ誠実になされた根拠を提示・報告し、ステークホルダーとその根拠について議論できるようにすべき。
(7) 関連性 Relevance	・ ステークホルダーの意思決定に必要なあらゆる情報が含まれるべき。
(8) 付加性 Additionality	・ 投資によって生み出された結果か（投資しなければ実現しなかった結果か）を、投資家が判断できるようなデータであるべき。
(9) 普遍性 Universality	・ 異なる市場、地域、セクターにおいて一貫して適用できる測定方法（データ収集方法）が用いられるべき。

以上